



平成18年3月16日

各 位

株式会社 レックス・ホールディングス  
代表取締役社長 西山知義  
( J A S D A Q ・ コード 2688 )  
お問合先:常務取締役最高財務責任者 福井克明  
T E L 03 - 5544 - 2688

## 新株予約権方式によるストックオプションの付与に関するお知らせ

当社は、平成18年3月1日開催の取締役会において、商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき、下記の通り、ストックオプションとして新株予約権を発行することの承認を求める議案を、平成18年3月29日開催予定の当社第19期定時株主総会に提案することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社および当社子会社の取締役、監査役、顧問および従業員の当社に対する経営参画意識を喚起し、業績向上に対する貢献意欲や士気をより一層高めることを目的として、株主以外の者に対し、以下の2.に記載の発行要領に基づく新株予約権を無償で発行するものであります。

#### 2. 新株予約権発行の要領

##### (1) 新株予約権の割当を受ける者

当社および当社子会社の取締役、監査役、顧問および従業員

##### (2) 新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式5,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

##### (3) 新株予約権の総数

5,000個を上限とする（新株予約権1個当たりの目的たる株式数は1株とする）

##### (4) 各新株予約権の発行価額

無償とする。

(5) 各新株予約権行使時に払込みをすべき金額

新株予約権発行の日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く)におけるジャスダック証券取引所における当社普通株式の終値(以下、「最終価格」という)の平均値に1.05を乗じて得た金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、当該金額が新株予約権発行の日の最終価格(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、新株予約権発行の日の最終価格を払込金額とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後に、時価を下回る価額で当社普通株式につき新株式の発行または自己株式の処分(新株予約権および「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)施行前の商法第280条/19に基づき付与された新株引受権の行使による場合を除く)を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とする。

(6) 新株予約権の権利行使期間

平成20年6月1日から平成30年5月31日までとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という)は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、社命による他社への転籍、その他当社が認める正当な理由がある場合にはこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。

その他の行使の条件については、本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(8) 新株予約権の消却事由およびその条件

新株予約権者が権利行使する前に、(7)に規定する条件を充たさず行使ができないこととなった新株予約権については、無償で消却することができるものとする。

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認または株式移転承認議案が株主総会で承認されたときは、新株予約権は無償で消却することができる。

( 9 ) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには当社取締役会の承認を要する。

注) 上記の内容については、平成18年3月29日開催予定の当社第19期定時株主総会において、「ストックオプションとして新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件としております。

以 上